

## 第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月4日(月)13時54分～15時43分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、  
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について

(2) 鳥取県最低賃金の改正審議

(3) その他

5 資料目次

机上配付資料

(1) 令和7年度第5回目安に関する小委員会資料

(2) 令和7年度第6回目安に関する小委員会資料

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員の皆様全員出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告申し上げます。

本日の専門部会も公開としており、現在3名の傍聴人がお見えになっております。傍聴

者の皆様には、遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いいたします。

○佐藤部会長 報道等で御存じかと思いますが、出るべきものがまだ出ていない状況です。報道では数字が飛び交っていますが、まだ決定はされていませんので、何とも言えないところ です。

では、議事の1番目、令和7年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会の現在の状況を事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 8月1日に第6回目安に関する小委員会が開催されましたが、審議継続となり本日の10時から第7回目安に関する小委員会が開催されている状況です。

なお、本日の机上配付資料といたしまして、第5回、第6回の小委員会資料を提出しております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今説明いただいたとおり、8月4日ではありますが、まだ目安が出ておらず本日の10時から7回目が開催されているということです。

今日中に出てくれればと思っておりますが、第1回目の専門部会でも確認したとおり、目安がなくても審議可能ということですので本専門部会は粛々と金額決定に向けて動きたいと思っております。

では、議事の2番目、鳥取県最低賃金の改正審議に入りたいと思っております。

これまで同様、労働者側代表の山下委員と使用者側代表の西村委員と私との3名で、本日の審議会の進行に係る協議を行いたいと思っております。それでは、休会にします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。再開します。

何度も申し上げますが、本専門部会は目安がなくても審議できるということで、本日は第3回目ですので、そろそろ金額の提示をお願いしたいと考えております。

そこで、今、打合せをしたところ、労使ともに時間が欲しいということでしたので、労使それぞれ分かれて協議をしていただきたいと思います。また、現状を踏まえて公益委員でも打合せをしたいと思っておりますので、また休会させていただきます。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開します。

前回、使用者からお話しいただきましたので、今回は労働者側からお話しいただきたい

と思います。山下委員お願いします。

○山下委員 先ほど労働者側で話をしてまいりました。労働者側の見解としては連合のリビングウェイズが指標として出されておりますので、こちらの金額を尊重して出していきたいところでもあります。今、鳥取では1人1台車を乗っておられる状況の中では、本来であれば車保有の1,440円を主張していきたいとは思いますが、今の最低賃金957円から一気に1,440円というのは大変大きな差がありますので、鳥取として目指すべき水準としては車保有の1,440円ですが今回は車保有でないところの1,120円のリビングウェイズの額を労働者としては主張をしていきたいと思います。

○佐藤部会長 では、使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 繰り返しになって恐縮ですが、賃金決定の原則を踏まえた使用者側の最低賃金の見直しの根拠は2つということで、1つ目が、物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填と、2つ目が安定した経営を前提とした安定した雇用の確保です。

これらを前提に考えた場合、今年だけではなく昨年からベースになる消費者物価指数が、何故か出来上がりの数字につられて色々なものが追加になっていまして、今年もさらにどんどん追加されそうな感じです。しかし、私はベースになるものはあくまでも消費者物価指数の総合だと理解しておりますので、鳥取市の消費者物価指数（総合）を基準に考えますと、3.1%の上昇という数字が過去に出ておりますので、そちらを踏まえまして957円の現行の最低賃金の3.1%は、金額に直すと、円未満切上げで30円ですので、30円というものを最低賃金の上昇幅ということで提示したいと思います。

○佐藤部会長 30円の上昇ということは987円ということですね。

予想どおりというか、使用者側、労働者側、まだ開きがありますので、一度歩み寄りが可能かどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

その前に、現在の労働者側、使用者側、それぞれの金額を聞いたところではありますが、使用者側でしたら労働者側の金額に対してどのように受け止めているのか、労働者側からは使用者側の金額についてどのように受け止めているのか、発言をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。西村委員、お願いします。

○西村委員 労働者側の基準となるものは非常に明確で、その持ってきておられる数字の妥当性についても根拠がはっきりしているという印象です。したがって、当然目標としては、いつかその数値に到達したいということは使用者側も同じ感覚です。しかし、色々な物価上昇は労働者側だけではなく、使用者側にも非常にダメージを与えていることは間違

いありませんので、安定した経営を続けていくことが我々の使命でもあるということを考えますと、拙速に目標に達成することもなかなか難しい状況であるということをお踏まえただけたらと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側、何かありますでしょうか。

(なし)

では、これから公益委員が使用者側、労働者側、それぞれの委員と今回の金額もそうですし、今後の歩み寄りが可能かどうか等の話も聞かせていただきたいと思いますので、一度また休会をしたいと思います。

〔公益・使用者側協議〕

〔公益・労働者側協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせしました。再開します。

それでは現時点で使用者側が987円、労働者側が1,120円ということで、133円という大きな開きがあり、公益委員として使用者側、労働者側、それぞれの意見と今後歩み寄れそうかどうか話を伺ったところです。

その結果、今後いろんな数字が出そろったり、資料等を見たりして、この数字が変わってくる可能性はあるということでしたので今後の審議に期待をしたいところです。毎年申し上げておりますが最も美しい形は全会一致ですので、出来ればそこを目指していきたいと考えております。

労働者側、使用者側、それぞれの委員の方から今のところまでで申し述べておきたいことや意見等ありましたらお願いします。今後の審議でこういったところに気を付けてやっていきたいとか、まだ出ていない目安に対して何故出ていないのかとか意見をいただけたらと思いますがどうですか。河村委員、お願いします。

○河村委員 金額がまだ中央最低賃金審議会から示されていない状況ですので、今の時点では金額等に対して申し上げられるところは、労使双方に先ほどの額が精いっぱいかなというのは、お互いの立場を考えればそうだろうと理解をしています。

また、中央最低賃金審議会が熱心に議論をされていることは十分に理解をした上ですが、そもそも地方においても審議会や専門部会が委員の選定も含めて日程調整されているわけです。その状況で今日、鳥取においても専門部会第3回ということで、正直、中央最低賃金審議会でも目安が示されていないがゆえに審議が進まない部分も一方ではあります。

そういったところを捉えると中央最低賃金審議会の日程は再検討いただきたいと思います。

います。これは毎年同じことを言っていますので、出来れば1週でも2週でも早めに審議を進めていただいて、その結果として色々な検討すべき項目があり、結果的に少し遅れたということであれば致し方ない部分はあるかと思いますが、毎年同じように日程が非常に厳しい中で、そのしわ寄せが地方の審議会なり専門部会に降りかかっているということが現状ですから、その部分はぜひ検討をいただきたいことを本省に申し上げていただければ大変ありがたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は何かありますか。

花原委員お願いします。

○花原委員 発効日をずらすのでしたらいいですけど、発効日が大体決まっていますので、必然的にスケジュールが決まってきます。河村委員が言われるように中央最低賃金審議会が早め早めにやってくれないと、地方は焦ります。なおかつ目安を出す以上は三者一致してほしいと思います。

○佐藤部会長 西村委員お願いします。

○西村委員 最終的に何らかの目安が示されるのだと思いますが、具体的に使用者側、労働者側、公益側がそれぞれどのような主張を繰り広げて、どこが争点になっていて、最終的になぜこの金額に落ち着いたのかというところが明確になっていないというイメージがありますので、ぜひとも今年は特に回数を重ねているということなので、どの部分がすり合わせできなかったのかと、その上で示された金額がどういう理由でこの金額になったのかというところについて、明確に示していただきたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

私たちも審議会及び専門部会の委員として毎年審議しているわけですが、全く同じようなスケジュール感でやっているわけです。当然、中央最低賃金審議会にそれができないということはないはずですので、今後に期待したいと考えております。

その他ありますでしょうか。目安以外にも金額等について先ほど意見は賜りましたが、今後こういうところに注目していきたいとかあれば、おっしゃっていただきたいですし、あくまでもここから先は目安が出てからでないと話が出来ないということであれば、それでも構いませんが、何かありますでしょうか。

(なし)

では、本日は労働者側が1,120円、使用者側が987円で提示をいただきました。また次回、歩み寄れるようでしたら歩み寄っていただきたいと考えております。

それでは、次の議事、その他何かありますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 次回、第4回専門部会は8月5日火曜日の13時30分から、こちらの会場で開催させていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。あしたには目安伝達ができたらと希望しております。それでは、本日の専門部会を終了したいと思います。お疲れさまでした。